



# 休日保育について

令和5年10月

札幌市子ども未来局作成

# 目次

- 休日保育とは
- 対象児童
- 休日保育実施施設
- 休日保育の利用登録について
- 休日保育の利用料について
- 自園に休日保育を利用する児童がいる場合
- 公定価格（休日保育加算）について
- 休日保育補助金について

# 休日保育とは

保護者の就労形態の多様化に伴う日曜・祝日の保育需要に対応するため、休日にも保育所等を開所し、児童を保育すること

※以下、日曜・祝日を「休日」と記載します

# 対象児童

- 2号または3号の教育・保育給付認定を受けた児童
- 現に認可保育所、認定こども園または地域型保育事業を利用している
- 休日においても常態的に保育を必要としている
- あらかじめ事業実施施設に対して利用を申し込んでいる

※ 休日保育実施施設以外の施設を利用している児童も対象

※ 2号認定を受けて幼稚園を利用する児童、市外に居住し市外の認可保育所等を利用する児童を除く

# 休日保育実施施設

札幌市の現状は以下のとおり

- 公立保育所 3 施設
- 私立認可保育所 5 施設
- 私立地域型保育事業所 4 施設

※詳細は別紙 1

# 休日保育の利用登録について

休日保育の利用を希望する保護者は、**年度ごとの利用登録**を要する

利用登録の手続きが完了すると、休日保育実施施設から平日利用施設に対して、「休日保育利用登録承認通知書」が送付される

※複数園の利用登録をした場合は、各休日保育実施施設より通知書が送付される

# 休日保育の利用料について

平日に施設を利用しない日があれば利用料は発生しないが、場合によっては、利用料や給食費（保護者の希望により給食を提供する場合）が発生することがある

※別紙 2 参照

# 自園に休日保育を利用する児童がいる場合①

利用料の有無は、主に平日休みの有無で判断



平日利用施設は、休日保育利用児童の平日休みの有無を証明する必要あり

そのため…



## 自園に休日保育を利用する児童がいる場合②

保護者から「休日保育利用確認表」の提出を受ける



「平日利用施設をお休みした日」に誤りがないか確認



「平日利用施設確認印」欄に、施設長の確認印を押印

※平日利用施設をお休みした日に疑義がある場合は保護者に確認し、必要に応じて日付を修正

※施設長が不在の場合に、他の責任者が代わりに押印する場合は、役職を記載の上で押印

# 自園に休日保育を利用する児童がいる場合③

休日保育利用確認表

平日利用施設をお休みした日	平日利用施設確認印	休日保育利用施設	休日保育を利用した日	休日利用施設確認印
○月 ◇日 (△)			月 日 ( )	
○月 ◇日 (△)	担任 		月 日 ( )	

# 公定価格（休日保育加算）について

○休日保育実施施設に対して、休日保育の年間延べ利用児童数の規模に応じて保育士等の職員を確保するための経費等を加算

○加算額は留意事項通知に基づいて決定

※留意事項通知については、説明会項目10の「施設型給付について」参照

# 休日保育補助金について①

- 休日保育加算を受ける施設に対して、安定的に職員を確保できるよう、職員の処遇改善を目的とした補助を実施
- 休日保育を実施するために要する経費のうち、公定価格の休日保育加算を超えた額（実支出額から利用料収入を控除したもの）と、休日保育補助金交付要綱別表 1 に定める基準額を比較し、いずれか少ない額となる

# 休日保育補助金について②

